

環境権を九条改憲の隠れみにするな

畠山武道

憲法改正をめぐる議論がかまびすしい。最

近取りざたされているのは、環境権、緊急事態条項、それに財政規律に関する条項の三つである。緊急事態や財政規律に関する条項の是非はさておき、環境権条項はわれわれ環境法研究者が長年にわたり憲法にその趣旨の規定を設けるよう主張してきたこともあり、一見良い話のように聞こえる。しかし、これは、どうも毒まんじゅうのたぐいである。

ところで、環境権が憲法上の権利であるという主張は、一九六八年頃からアメリカ合衆国でなされるようになつた。当時のアメリカでは、立法・行政・司法府のすべてが古い法理論に固執し、環境保護にはまったく無理解、無関心であった。そこで、住民、環境団体、弁護士などが、旧態依然とした法理論・法体系を改めさせるために「環境権」を主張はじめたのである。この動きを世論が支持し、議会や裁判所が環境保護に熱心に取り組んだことから、アメリカは優れた環境法体系を有する国へと変化することができた。この動きが世界に伝搬し、一九七〇・八〇年代にはヨーロッパ、南米、アフリカ諸国が、遅れてアジア諸国が、憲法や環境基本法のな

かに環境権を定める規定をおいた。現在、國

本法は、世界に六〇前後あるといわれている（なお、アメリカは合衆国憲法の修正に四分の三の州議会の同意が必要なので、環境権規定の導入は難しいとされている）。

環境権の定めの方はさまざまであるが、「各人は、均衡がとれ、そして健康が大切にされる環境の中で生きる権利を有する」と定めるフランス環境憲章（憲法の一部を構成）が代表的なものである。しかし、これだけでは絵に描いた餅である。そこで、最近は、環境権の具体的な中身や行使の方法（裁判手続）を別途法律によつて定める国が増加しており、あるいは、住民参加、環境情報公開、環境訴訟などの事項を憲法に直接定める例もみられる（フランス、タイなど）。

日本は、憲法や環境基本法のなかで環境権を定めておらず、環境影響評価法を除くと、住民参加、環境情報公開などに関する法制度も十分とはいえない。ヨーロッパ、アジアの多くの国が環境訴訟の門戸を拡大するための立法に取り組んでいるが、そのような動きもまたたくない。日本は環境権の実現（具体化）

については、圧倒的な後進国といえる。

こうした中で出てきた憲法改正論議である。もし、憲法に環境権を定めることでこれらの法体系の不備が改善される見込みがあれば、憲法に環境権を明記する意義がある。しかし、自民党・公明党にそんな気はさらさらないようである。

一二〇一四年七月一六日から一一日間、衆議院憲法審査会の面々がギリシャ、ボルトガル、スペインを訪問し、環境権規定のあり方などについて助言をうけた。第一八五回会議日誌（二〇一四年一〇月一六日）に調査の概要や委員の印象（本音）が載っている。一口でいようと、ギリシャやボルトガルでは憲法に環境権規定があるために環境と開発の調和に悩まされている、そこで環境権規定の導入は慎重に、かつ書くのであれば抽象的に簡潔に、というのである。これに呼応してか、公明党では、環境権の創設を議論の対象から除外する案が浮上しているという（北海道新聞二〇一五年三月二四日朝刊）。

何をか言わんや。こんな調子では、たとえ憲法に環境権が明記されても、抽象的で実効性のないものになることが明明白白である。ましてや、環境権を「改憲慣れ」させるための出しに使うなど論外である。環境権は九条改憲の隠れみのではない。環境保護に本気で取り組む覚悟がなければ、環境権を軽々しく口にすべきではないのである。